

## シネシティ広場等利用基準

### 理 事 会 決 定

#### (目的)

第1条 この基準は、歌舞伎町ルネッサンス事業の推進の一環として、シネシティ広場（以下「広場」という。）、バッファゾーン及び特別区道 21-350（以下「特定区域」と称す。）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (方針)

第2条 歌舞伎町再生に向けて、広場から新たな文化の創造と発信を行うため、以下の各号に基づき広場及び特定区域を利用する。

- (1) 歌舞伎町ルネッサンスへの寄与 歌舞伎町ルネッサンスの趣旨である、映画・演劇・映像・演芸・音楽・ファンション・アート・スポーツ・観光・多文化共生など大衆文化及び娯楽の企画・制作・消費の拠点づくりに寄与するものであること
- (2) 賑わいの場の創出及び安全安心空間の確保 賑わいや交流の場を創出し、また、広場の不法占拠防止等による安全安心な公共空間の確保を図るものであること
- (3) 地域活動への寄与 歌舞伎町ルネッサンスや地域情報等の発信拠点とするため、広告及び販売促進のためのイベントへの参加料を徴収し、その収益を地域活動のために還元するものとする。
- (4) 法令遵守 広場及び特定区域の利用は、本基準及び各種法令に従うものであること。

#### (利用範囲)

第3条 広場イベントスペースは、別紙1の①とする。なお、利用の詳細については一般社団法人歌舞伎町タウン・マネージメント（以下「法人」という。）と協議すること。

2 特定区域の利用範囲は、別紙1の②と③合わせた範囲とする。なお、利用の詳細については法人と協議すること。

#### (利用条件)

第4条 特定区域の利用は、広場の利用に加えて、東急歌舞伎町タワーの KABUKICHO TOWER STAGE 及び KABUKICHO TOWER VISION の両方またはいずれかを利用する場合にのみ利用することができる。なお、利用の詳細については法人と協議すること。

2 広場及び特定区域の利用期間は、原則として、14日以内とする。なお、必要に応じて法人と協議の上、利用期間を延長することができる。

3 広場及び特定区域を利用できる時間は原則として、9時から22時までとし、設営及び撤去を含むものとする。ただし、イベントの終了時間は21時までとする。

4 前項のただし書き規定にかかわらず、その他、法人が周辺環境に配慮し騒音の発生はしないと認めたイベントについては、イベントの終了時間を24時までとする。ただしイベントの撤去時間は22時までとする。なお、必要に応じて法人と協議の上、利用時間を延長することができる。

- 5 本基準に定める利用者とは、会社法（平成 17 年、法律第 86 号）等、法律に定められた法人、または法人が法人に準じる組織と認めた実行委員会等、最終的な責任所在を明示することが可能な団体に限る。
- 6 イベント時に使用できる音響の大きさは、東京都の都民の安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年、条例第 215 号）に基づき、8 時から 20 時までが最大 60 デシベル、20 時から 21 時までは 55 デシベルを最大音量とする。

（広場及び特定区域の利用）

第 5 条 広場及び特定区域の利用は、シネシティ広場における道路占用等に関するガイドライン（令和元年 10 月 17 日付、31 新み土占第 5801 号みどり土木部長決定）に適応し、第 2 条各号の規定に即したものとする。また、それぞれの内容については、次の各号に定めるものとする。

（1）イベント

下記の項目のいずれかに該当するもの。

- ア 大衆文化・娯楽の振興や文化創造産業の振興に向けて発信するために行うもの
- イ 区民や来街者など多くの人が楽しめる催事等であること
- ウ 区民や来街者などの安全・安心を確保・推進するために行うもの
- エ ア又はウに該当する映像作品等の撮影
- オ その他上記に類しあつ第 6 条各号に規定する以外のもので特に利用を認められるもの

2 物販については、地域振興、国際交流及びチャリティー等を目的とした販売であることをとし、第 6 条各号に規定する以外のものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のすべてに該当するものについては実施を認める。

（1）イベント開催中に実施する物販で、販売する品目、価格について法人が事前に認めたもの

（2）価格設定にあたり、付近の店舗の販売価格に比して著しく均衡を失わないもの

（3）第 6 条各号に規定する以外のもの

（利用制限）

第 6 条 以下の各号に該当する場合は、広場及び特定区域の利用を禁止する。

- （1）公の秩序又は善良なる風俗を害する恐れがあるもの
- （2）特定の政治団体及び宗教団体等の利益となるもの
- （3）集団的・常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になるもの
- （4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業及びこれに類するもの
- （5）人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、障害など、自ら主体的に変更することが困難な事項について個人または集団を攻撃、脅迫及び侮辱する差別的憎悪表現を用いた内容が含まれるもの

- (6) 公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等に関連するもの。ただし、広場で実施され、かつイベントの内容が、健全な経済的風俗を害する恐れがなく、イベント性があるものを除く
- (7) 署名、勧誘、キャッチセールス等の行為があると認められるもの
- (8) 広場及び特定区域の管理運営上支障があると認められるもの
- (9) 広場及び特定区域を損傷する恐れがあると認められるもの
- (10) 大音響、悪臭等により公衆に不快の念を与えることが予測されるもの
- (11) 過去3年以内に、第13条に定める利用の取り消しを受けた利用者
- (12) 過去3年以内に、第21条に定める報告書を提出しない利用者
- (13) 事業者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成等、反社会的勢力である場合
- (14) イベント実施までの間で関係機関等との調整に要する時間が不足していると法人が判断した場合
- (15) 12月29日から翌年1月3日までの期間

2 前項第15号について、理事長が特別の理由があると認めたときは、利用をすることができる。

（仮予約期間及び仮申請について）

第7条 広場または広場と特定区域を一体利用する場合、利用申請日から2週間は仮予約期間とする。ただし、仮予約期間内に利用者より広場または広場と特定区域の一体利用に関する利用の可否について確答があった場合は、その時点で仮予約期間を終了する。なお、利用申請の起算日は、広場または広場と特定区域を一体利用する場合のいずれか利用申請日の早いものとし、利用申請日の初日は参入する。

2 前項における仮予約期間中は、広場または広場と特定区域を一体利用する際に申請される第8条第1項の書面を仮申請とする。

3 利用者は、広場または広場と特定区域を一体利用するにあたり、本条第1項における仮予約期間内に法人に対し、広場または広場と特定区域の一体利用について、利用する旨を確答しなければ、仮申請は本申請とならない。

4 利用者は、本条第1項に規定する仮予約期間が経過した後、広場または広場と特定区域の一体利用に関する利用の可否について法人に対し、シネシティ広場等利用取下申請書により確答しないとき、利用の意思が継続されているものとみなし、仮予約期間を終了し、仮申請を本申請とみなす。

5 甲は、同一利用者が同一イベントの利用申請と利用の取り下げを正当な理由なく繰り返していると法人が判断する場合に、その利用申請を断ることができる。

（利用申請等）

第8条 広場または広場と特定区域の一体利用を希望する者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ法人と次の各号の内容等について協議し、シネシティ広場等利用申請書

(様式1) 及び以下各号を網羅した内容を記載した書面を提出しなければならない。

(1) イベント名・イベントの趣旨・概要

(2) 広場及び特定区域の利用形態

(3) イベントの実施体制

(4) スケジュール

(5) 安全対策

(6) その他法人がイベントに際し必要と認められるもの

2 広場のみの利用申請は利用開始月の5箇月前の1日から受け付ける。

3 広場の利用に加えて、東急歌舞伎町タワーのKABUKICHO TOWER STAGE 及びKABUKICHO TOWER VISIONの両方またはいずれかを利用する場合の広場または広場と特定区域の一体利用に関する利用申請は、利用開始月の6箇月前の1日から受け付ける。

4 本条第2項及び第3項に際し、利用者は第1項に定める書面を提出しなければならない。

(参加料金及び設備使用料)

第9条 法人は、第5条に規定するイベントを開催する利用者から、別表1に定める参加料を徴収する。ただし、法人はイベントが社会的貢献を目的として実施されると認める場合は、減額（半額）又は免除することができるものとする。なお、第5条（1）エに該当する撮影は、1時間単位で利用できるものとし、参加料は別表1（3）を適用する。

2 法人は前項の利用者が電気及び水道等を利用するときは、参加料とは別に、設備使用料として、別表2に定める料金を徴収する。ただし、その他理事長が特別の理由があると認めたときは徴収しない。

3 前二項の利用者は、参加料金及び設備使用料を協定書の締結日から30日以内に支払うものとする。ただし、法人が利用者の参加料及び設備使用料の支払いにつき、特段汲むべき事情があると判断する場合は、別途その期日を指定する。なお、協定書締結日の初日は参入する。

(審査)

第10条 法人は、広場または広場と特定区域を一体利用する旨の利用申請を利用申請者から受け付けた場合、第2条から第6条の規定に基づき、申請内容について審査し、その結果を利用申請者に対し、シネシティ広場等利用内容審査結果通知書（承認）（様式2）により利用の承認又はシネシティ広場等利用内容審査結果通知書（不承認）（様式3）により不承認の旨を、遅滞なく通知しなければならない。

(協定書)

第11条 前条により承認を受けた利用者は、広場及び特定区域の利用に関して、法人と協定書を締結しなければならない。ただし、第5条（1）エに該当する撮影は、協定書の締結を省略することができる。

(内容の変更)

第12条 利用者は、利用内容の変更等を行う場合は、あらかじめ法人と協議し、その承認を得るものとする。

(利用の取消)

第13条 法人は、次の各号のいずれかに該当した場合、広場及び特定区域の利用の承認を取り消すことができる。

(1) 広場または広場と特定区域の一体利用に関する利用申請書に虚偽の記載があったとき

(2) 利用内容等が各種法令又はこの基準に違反している、又はそのおそれがあり、法人の改善の指示に従わなかったとき

(3) 利用内容により一般来街者に危険を生じさせている、又はそのおそれがあり、法人の改善の指示に従わなかったとき

(4) 承認された場所以外での作業又は利用を行い、法人の改善の指示に従わなかったとき

(5) 音響等により周辺からの苦情が出たとき又はそのおそれがあり、法人の改善指示に従わなかったとき

(6) 災害その他不可抗力によって、広場及び特定区域の利用ができなくなったとき、又はそのおそれがあるとき

(7) 広場及び特定区域の管理・運営上、やむを得ない事由が生じたとき

(8) 理由を問わず、新宿区より道路占用許可が取り消されたとき

(9) 理由を問わず、新宿警察署より道路使用許可が取り消されたとき

(10) 理由を問わず、新宿区より後援名義使用承認が取り消されたとき

2 法人は前項の規定により利用承認を取り消したときには、利用者に対してシネシティ広場等利用承認取消通知書（様式4）により通知しなければならない

3 法人は、前項に定める書面による通知を行う暇がないと判断した場合、口頭にて利用者にこれを伝達した場合、広場及び特定区域の利用承認取消通知を行ったとみなすことができる

4 法人は、あらかじめ指定した職員に、本条第1項から第3項までの権限を委任することができる

(利用の取り下げ)

第14条 利用者は、自己の都合により広場及び特定区域の利用を取り下げることができる。

2 前項の規定により広場及び特定区域の利用を取り下げるときは、シネシティ広場等利用申請取下申請書（様式5）により法人に申し出なければならない。

3 第9条第3項に規定する期間内に、特段汲むべき事情もなく参加料及び設備使用料の納付がなかった場合、法人はその利用申請が取り下げられたとみなす。

(参加料及び施設使用料の返還等)

第15条 法人が第13条の規定により広場及び特定区域の利用承認を取り消した場合、あ

らかじめ納付された、参加料及び施設使用料は返還しない。

- 2 利用者が第14条の規定により広場及び特定区域の利用を取り下げた場合、すでに受け入れた参加料及び施設使用料等の返還については、別表3のとおりとする。
- 3 第7条第1項に定める仮予約期間において、利用者より広場または広場と特定区域の一体について、利用する旨の確答があった後、法人が参加料及び設備使用料を利用者に請求する前に、利用者が広場または広場と特定区域の一体利用の利用を撤回した場合、法人は、本来参加料及び設備使用料として利用者から支払われるべき料金の内、別表3に定める期間において返還される料金を除いた金額をキャンセル料として利用者に請求する。
- 4 第7条第1項に定める仮予約期間において、利用者より広場または広場と特定区域の一体利用について、利用する旨の確答があった後、法人が参加料及び設備使用料を利用者に請求した後、利用者がその料金を支払う前に、利用者より広場または広場と特定区域の一体利用の利用を撤回した場合、法人は、本来参加料及び設備使用料として利用者から支払われるべき料金の内、別表3に定める期間において再度キャンセル料を積算し、利用者に請求する。
- 5 第7条第4項において、法人が参加料及び設備使用料を請求する前または請求した後、利用者がその料金を支払う前に、利用者より広場または広場と特定区域の一体利用を取り下げる旨の確答があった場合、別表3に定める期間において返還される料金を除いた金額をキャンセル料として利用者に請求する。
- 6 法人は、広場または広場と特定区域を一体利用する利用日が、災害等、利用者の責めに帰さない、特段やむを得ない事情により利用を中止したと判断した場合、その該当する日数分の参加料及び施設使用料を返還することができる。

(資機材等の設置撤去及び原状回復)

- 第16条 イベントに関する資機材等の調達、設置及び撤去等に係る作業は利用者の責任において実施するものとする。
- 2 利用者は前項の資機材等を撤去したときは、原状回復するとともに清掃し、ゴミ等は全て持ち帰らなければならない。

(損害の補償)

- 第17条 利用者はイベントの実施によって、法人又は新宿区並びに第三者に損害を与えたときは、利用者の責任において補償等の適切な措置を講じなければならない。

(利用による広場及び特定区域の毀損等への対応)

- 第18条 利用者は広場及び特定区域を毀損又は汚損したときは、速やかに復旧しなければならない。
- 2 本条第1項に定める復旧にかかる経費はすべて利用者が負担する。
  - 3 利用者は広場及び特定区域の毀損又は汚損等を発見したときは、速やかに法人に報告しなければならない。

(利用についての責任)

第19条 広場及び特定区域の利用にあたっては、利用者は法人及び新宿区に対して次の各号に定める内容を保障しなければならない。

- (1) イベント等に関する責任は、すべて利用者が負うものとし、法人及び新宿区は一切の責任及び負担を負わない
- (2) イベント等が第三者の権利を侵害するものではないこと及びイベント等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していること
- (3) 法人及び新宿区に対して第三者から広場及び特定区域の利用に関する損害賠償請求がなされた場合は、利用者の責任及び負担において解決するものとし、法人及び新宿区は一切の責任及び負担を負わない

(連絡)

第20条 利用者は、第17条から第19条に該当する事態並びに事故及び怪我等これらに類する事態が発生した場合、直ちに法人へ連絡すること。

(報告)

第21条 利用者はイベント終了後、速やかに法人が定める事項を網羅したイベント実施報告書（様式6）及び事業終了報告書（様式7）を法人に提出しなければならない。ただし、第5条（1）エに該当する撮影は、イベント実施報告書及び事業終了報告書の提出を省略することができる。

2 前項に掲げるイベント実施報告書及び事業終了報告書の提出がなされなかつた利用者について、法人は、以後その利用者からの広場及び特定区域の公共空間等の利用の申し込みを断ることができる。

(その他)

第22条 利用者は、新宿区が広場及び特定区域の利用に関するアンケート調査等を実施する場合は、これに協力しなければならない。

2 この基準に定めるもののほか、広場及び特定区域の利用に関して必要な事項は法人が新宿区と協議して定める。

附 則

この基準は、令和4年10月1日より施行する。

この基準は、令和5年11月1日より施行する。

この基準は、令和6年6月25日より施行する。

この基準は、令和6年10月25日より施行する。

この基準は、令和7年4月1日より施行する。

この基準は、令和7年4月25日より施行する。

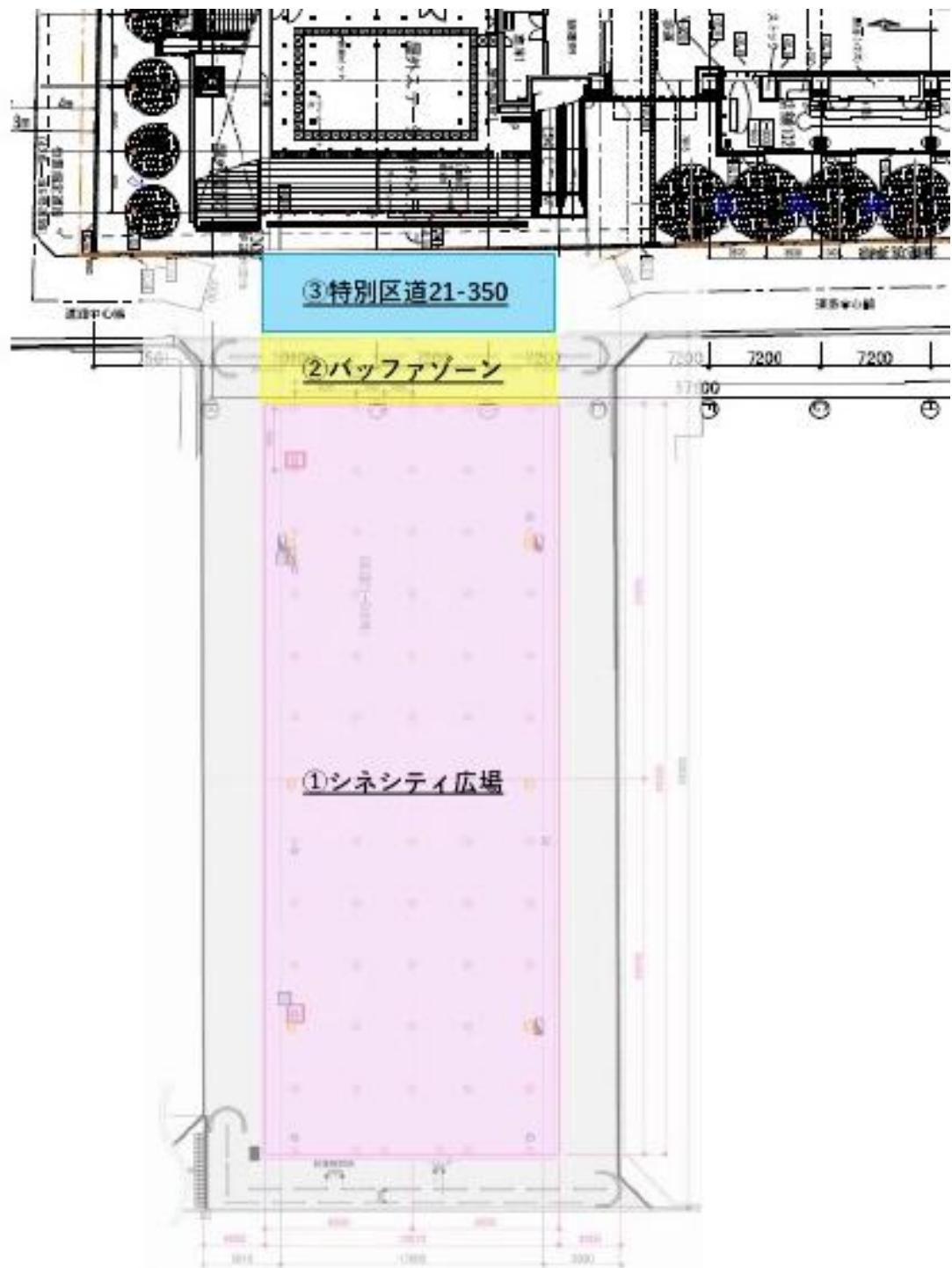
この基準は、令和7年7月1日より施行する。

(経過措置)

令和 7 年 7 月 1 日以降に開催するイベントについては、別表 1 の (1) 及び (2) の料金とする。

第3条関係

別紙1



第9条第1項関係

別表1

(1) シネシティ広場参加料（税込）

イベント開催日数	平日料金（円/日）	土・日・祝日料金（円/日）
1日～4日 (基礎額)	420,090円	494,010円
5日～9日	395,010円	464,310円
10日～14日	368,610円	432,410円

※ただし、半面使用する場合は各料金の半額とする。

(2) 広場、広場東急側バッファゾーンと道路（一体利用）（税込）

イベント開催日数	平日料金（円/日）	土・日・祝日料金（円/日）
1日～4日	496,430円	570,350円
5日～9日	471,350円	540,650円
10日～14日	444,950円	508,750円

(3) 延長利用料金（0時～9時）（税込）

1時間あたり	38,060円
--------	---------

(4) シネシティ広場において物販を行う場合の追加料金（税込）

※飲食並びに地域振興、国際交流及びチャリティー等を目的とした物販を除く

1日あたり	42,020円
-------	---------

第9条第2項関係

別表2

設備名	単価(税込)
電気及び水道	16,500円/日
イレクターフェンス	550円/枚・日
	55円/枚・日 (3日目以降)

第15条第2項、第3項、第4項、第5項関係

別表3

取消・取下日	参加料	設備使用料	備考
利用日 180日前から 150日前まで	9/10返還 (1/10徴収) 10%	返還 (1/10徴収)	※広場単独利用の 受付は150日前から (初日参入)
利用日 149日前から 利用日 120日まで	3/4返還 (1/4徴収) 25%	3/4返還 (1/4徴収)	
利用日 119日前から 利用日 90日まで	半額返還 (半額徴収) 50%	半額返還 (半額徴収)	
利用日 89日前から 利用日 60日まで	1/4返還 (3/4徴収) 75%	1/4返還 (3/4徴収)	
利用日 59日前以降	返還しない (100%)	返還しない (100%)	

※施設利用日の起算は、設営またはイベント本番か、いずれか早く到来する日とする。

※仮予約を受け付けるため、イベント申請日から180日前から90日前までに利用申請があった場合、利用申請日から14日間については、キャンセル料は発生しない。(初日参入)

※イベント利用申請日から76日前はキャンセル料が発生する。

企画書タイトル  
※イベント名をご記入ください。

主催者 :

※説明文及び不要な分（灰色の部分）については削除していただきますようお願いいたします。

## 1.概要

イベント名：

主催：

共催：

協賛：

※協賛企業による物の提供及び屋外広告物の掲出等を実施する場合は添付してください。区との協議事項になりますので、デザイン等の変更をお願いする場合があります。

後援：

開催日・開催時間：※催事時間をご記入ください

設営日時：

撤去日時：

場所：シネシティ広場

イベント内容：

参加費（入場料）：

イベント目的：

※イベントのコンセプトまたは目的等をご記入ください。

歌舞伎町ルネッサンスに寄与にする事項：

※本イベントスペースの使用に際しては、「歌舞伎町ルネッサンスへ寄与」することが条件となります。

「歌舞伎町ルネッサンスへ寄与」とは、主に下記の内容のことです。下記を参考にし、企画されたイベントについてご記入下さい。

①大衆文化・娯楽の企画・制作・消費の拠点づくりに寄与する。

②賑わいの場の創出や安全・安心空間の確保をはかる。

## 2.実施内容・手順・タイムスケジュール

### 実施内容

※音源の使用の有無、具体的な催し物の内容

(ex.楽器の使用、パフォーマンスの内容等、掲示物、配布物等)

### 集客予定人数：

(複数日にまたがる場合は日ごとでご記入ください)

### 運営方針：

※イベントにおける安全管理方法等をご記入ください。

※ゴミ処理方法等をご記入ください。

※音を出す催し等をする場合は、音量管理の方法をご記入ください。

※飲食の提供を実施する場合は、ブース内配置図、ブースごとのメニュー一覧表、ブース図に番号をふり店名と一致させた図面、保健所の届出及び許可書等の写しをご提出ください。

※持ち帰り用及びお土産用の酒類を販売する場合、酒類販売許可免許所持、かつ、所持者が行商であり、税務署への届出が必要ですので、ご注意ください。

### タイムスケジュール

※設営・イベント期間・撤去すべてのスケジュールをご記入ください。

○○：○○～○○：○○ **スタッフ集合**

○○：○○～○○：○○ **機材等設営**

○○：○○～○○：○○ **音出し**

○○：○○～○○：○○ **出演者集合**

(スタッフと同時ならばスタッフ集合にいれてください)

○○：○○～○○：○○ **リハーサル**

○○：○○～○○：○○ **イベント開始**

○○：○○～○○：○○ **催し物内容**

(ex.パフォーマンス等の開始、終了時間を出演者ごとにご記入ください)

○○：○○～○○：○○ **イベント終了**

○○：○○～○○：○○ **撤去**

○○：○○～○○：○○ **完全撤収**

※ステージスケジュールについては別途詳細なものをご用意ください。

※音の出るような催しを予定されている場合は、事前にTMO事務局までご相談ください。

3.催し物、出演者等についての詳細（出演者がいない場合、記載の必要はありません）

催し物の内容及び構成、催し物スケジュール、出演者詳細（活動実績の分かるプロフィール及び写真）をご記入ください。

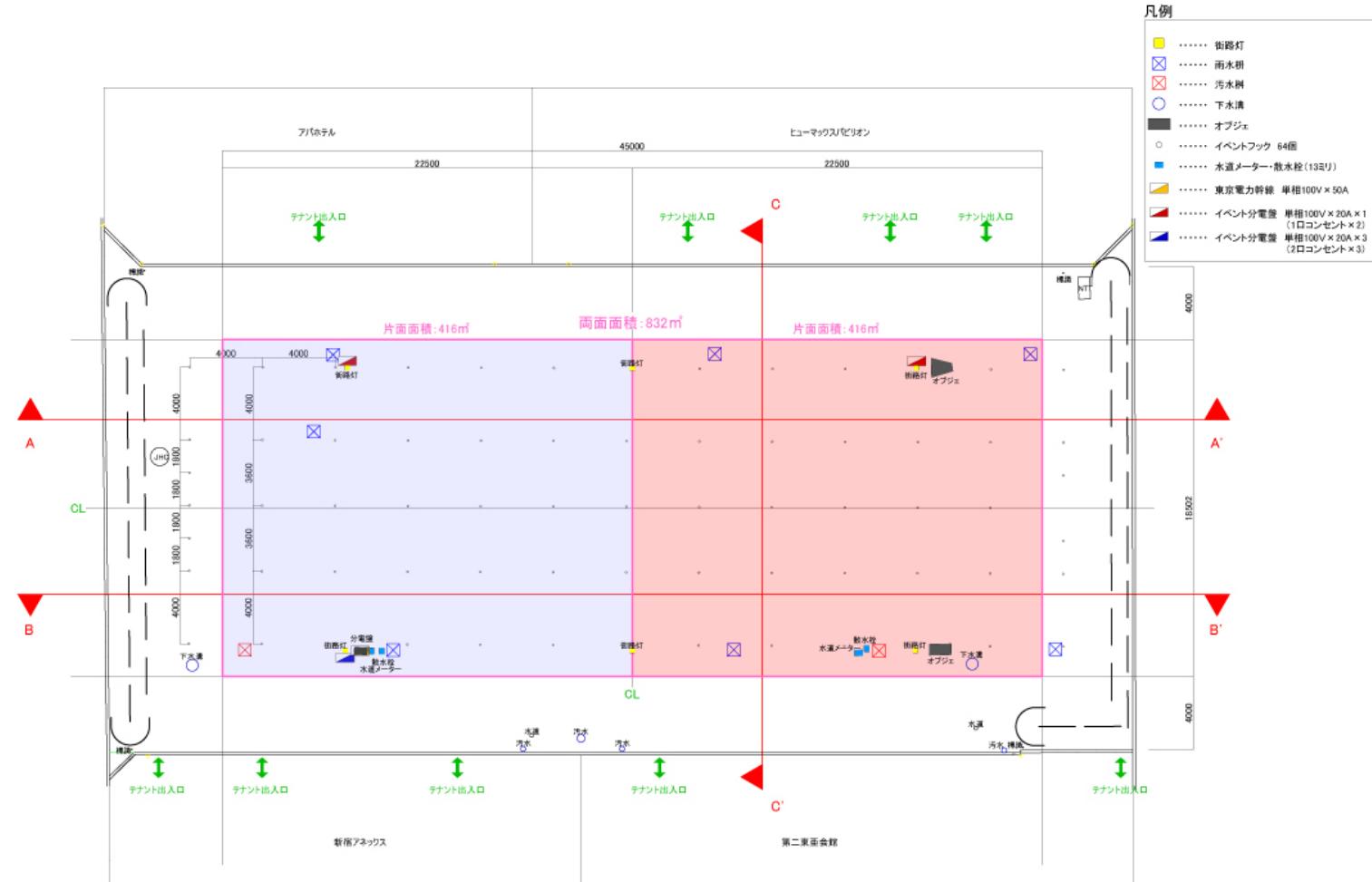
#### 4.機材及びスタッフ配置図

- ①テント・音響機材等、イベント時に設置する機材・スタッフ配置をご記入ください。
  - ②設置機材については、後述の占用物件一覧表の番号と合わせる必要がありますので、設置物件には番号を振ってください。
  - ③スタッフ配置については、警備会社の警備と運営スタッフを分けて記載してください。
  - ④イベント会場の参加者（来場者）の入退場口をご記入ください。
  - ⑤参加者が多数に渡る場合は、どのように列整理をしてどこに列を作つて並ばせるのかもご記入ください。
  - ⑥電気、ガス、水道をご利用の方は、別途、電気敷設図、LPG及び消火器の設置場所が分かる図面、給排水図面を作成してください。

※散水栓2箇所(13mm)、電気(単相三線/100V・50A/コンセントあり)※電気工事はご遠慮ください。

⑦発電機及び発電車等を使用する場合は、少量危険物にあたる可能性がありますので、排気等の対策をご記入ください。あわせて発電機の仕様書も添付してください。

⑧発電機及び発電車、ガス等を使用する場合は届出が必要になる場合があります。一度、新宿消防署大久保出張所防火安全予防係へご相談ください。



#### 4.機材等占用物件の立面図

①大きなテント、トラス、ステージ、スクリーン等を設置する場合は、立面図と平面図をご記載ください。  
※寸法は必ず記載してください。

②トラス・インフレ等大がかりなものを組む場合は、平面図・立面図に加えて側面図及び検定合格書等が必要になる場合があります。まずは一度、ご相談ください。

③4m以上の設置物等、または、建築物、構造物及び工作物にあたる物を設置する場合は、建築に係る許可を取っていただく必要がございま  
すので、新宿区建築指導課様へ一度ご相談ください。なお、建築物、構造物、工作物にあたらないと区より判断された場合は、その旨と、  
区の担当者氏名をご記入ください。

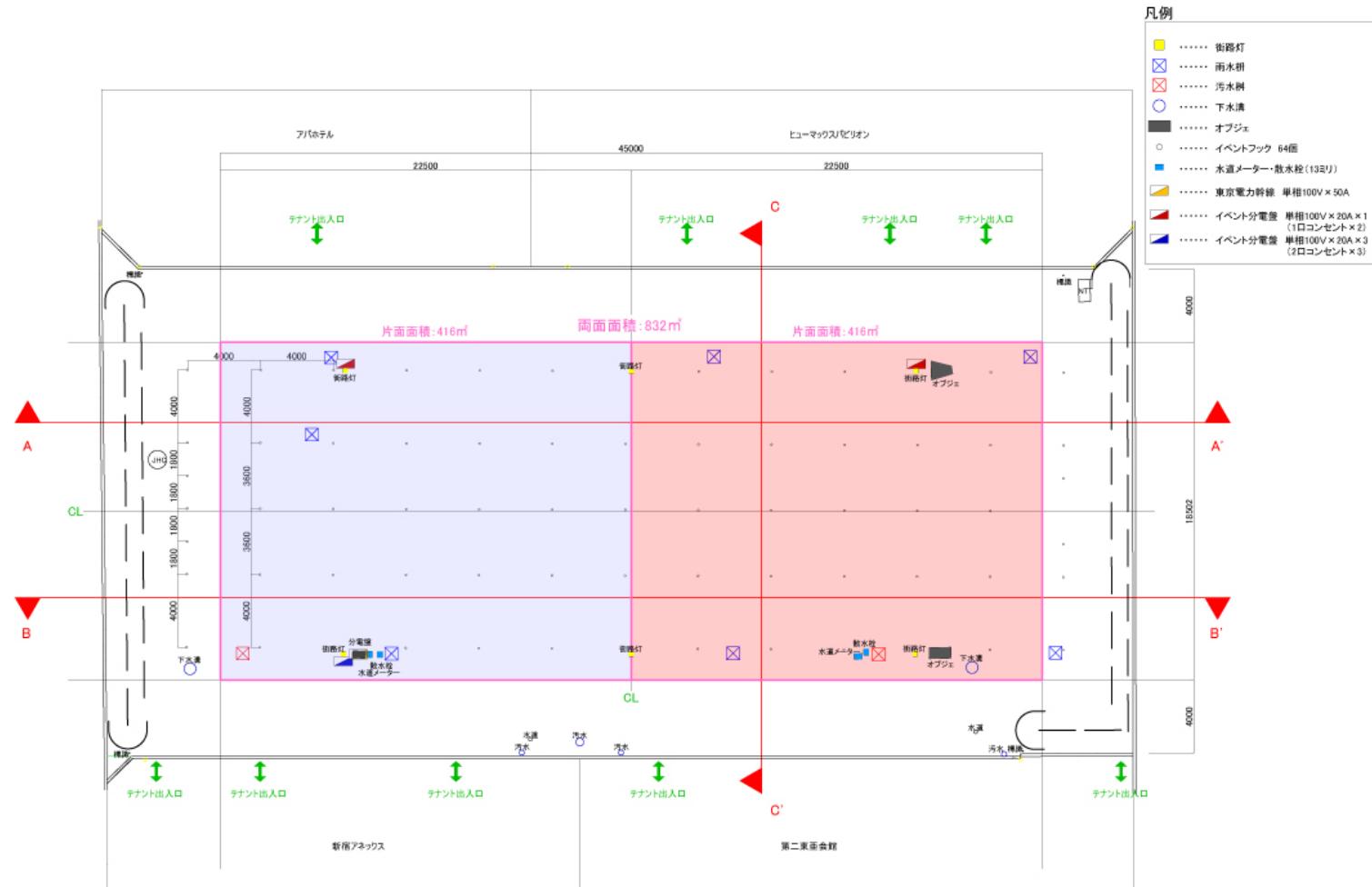
## 5.搬入・搬出及び設営・撤去工程表

- ①搬入車両及び搬出車両についてご記入ください。※○t 車が○時頃○台搬入及び搬出するということが分かるようにご記入ください。  
②設営及び撤去については、何日の何時頃に何の作業をするのか分かるようにご記入ください。  
③現場責任者の氏名及び電話番号をご記入ください。

## 例

## 6.設営方法

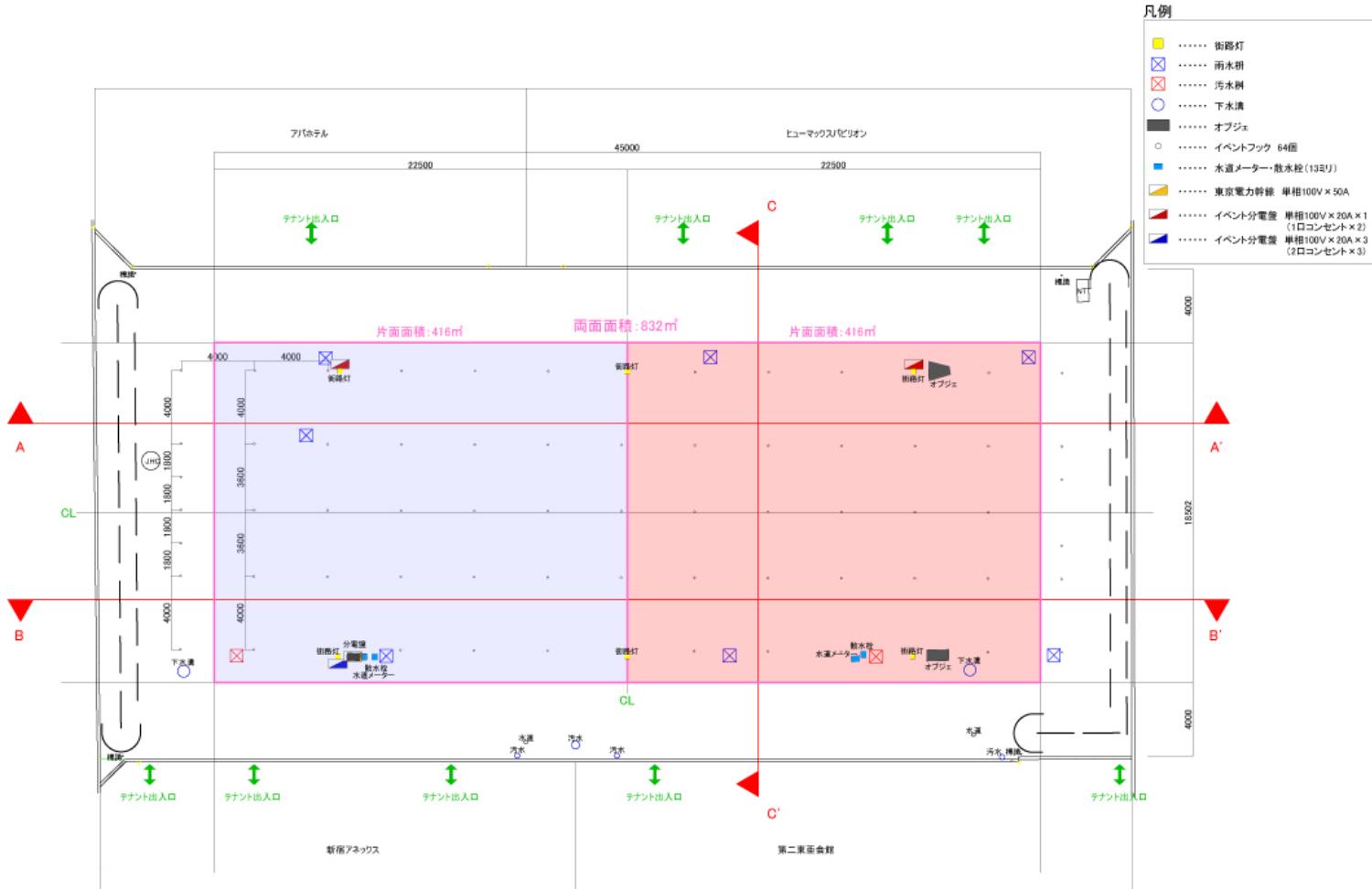
- ①設営に係る車輌の進入口及び退場口をご記入ください。
- ②警備員及びスタッフの配置をご記入ください。ご記入の際には、警備会社の警備員とスタッフと区別がつくようにご記入ください。
- ③どのように車輌を誘導するのかもご記入ください。
- ④トラス等大きな占用物を設置する場合は、安全管理方法もご記入ください。



安全管理方法：

## 7.撤去方法

- ①撤去に係る車輌の進入口及び退場口をご記入ください。
- ②警備員及びスタッフの配置をご記入ください。ご記入の際には、警備会社の警備員とスタッフと区別がつくようにご記入ください。
- ③どのように車輌を誘導するのかもご記入ください。
- ④撤去時の安全管理方法もご記入ください。



安全管理方法：

## 8.警備関係

※警備会社の警備認定証、警備計画書（警備会社作成のもの）、警備員配置図を添付してください。

※警備につきましては搬入・搬出含む設営撤去期間は2号（誘導）警備、イベント期間中は2号（雑踏）警備、イベント終了から翌イベント開始まで1号（保安）警備を依頼していただきますようお願ひいたします。

※イベント開催中は必ず雑踏警備検定保持者を配置してください。

## 9.スタッフ体制

スタッフ人数：

役割：

※各々の役割の代表者及び人数をご記入ください)

※後述の組織図及び緊急連絡先の役割名及び担当者名とあわせてください。

※スタッフ腕章、Tシャツ等を着用する場合はその腕章、Tシャツ

（寸法入り）画像を添付してください。

苦情等の対応について：

誰が、どのように対応（どこへ連絡するのか等の流れ）するのかを  
ご記入ください。

体調不良者の対応について：

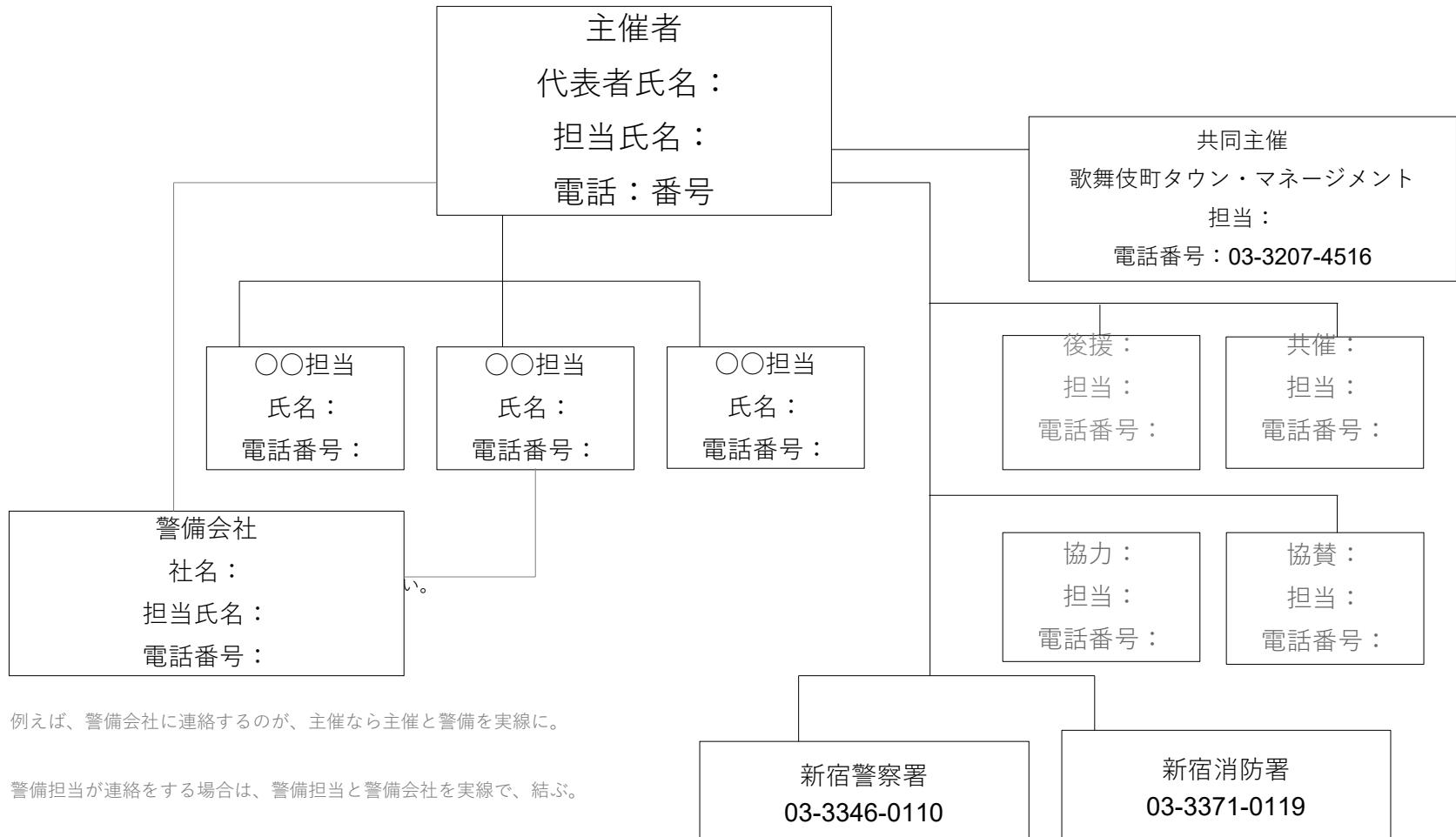
誰が、どのように対応するのかをご記入ください。

中止判断について：

※〇日の〇時に、だれが判断するのかを記載してください。  
※雨天時及び荒天時、混雑によりイベントを中止する場合、  
誰が連絡を受け、どのように指示をだして、どのように中止を周知するの  
かご記入ください。

## 10.組織図・緊急連絡網

例



## 11. 占用物件一覧

※イベントで使用する機材等の仕様・数量をすべてご記入ください。

※占用物件一覧の番号については、前述の5.配置図に記載した番号とあわせた形での記載をお願いします。

例

占用物件名	材質	寸法	個数
①長机	木	1800mm×450mm×795mm	65
②パイプ椅子	スチール	450mm×470mm×795mm	58
③テント	スチール	5400mm×3600mm	15
④防シート(横幕)	ビニール	5400mm×3600mm	30
⑤ウエイト	スチール	300mm×300mm	60
⑥大手門(看板)	木	1200mm×180mm	2
⑦長椅子	木	1500mm×750mm×50mm	14
⑧大傘	木・竹	1500mm×750mm	2
⑨大傘土台	スチール	450mm×450mm×300mm	2
⑩竹緑(竹椅子)	竹	1200mm×400mm×350mm	8

## シネシティ広場等利用申請書

一般社団法人歌舞伎町タウン・マネージメント

理事長 杉 山 元 茂 様

郵便番号

所在地

会社名

代表者

電話番号

シネシティ広場等の利用について、別添のとおり資料を添えて申請します。尚、使用にあたっては「協定書」及び別添の注意事項を遵守することを確約いたします。

1 イベント名	
2 主 催 者	
3 運営責任者	
4 申 請 者	
5 設営期間	令和 年 月 日 時 ~ 令和 年 月 日 時
6 イベント期間	令和 年 月 日 時 ~ 令和 年 月 日 時
7 撤去期間	令和 年 月 日 時 ~ 令和 年 月 日 時
8 利用場所	シネシティ広場（半面・全面）・ 特定区域 ※利用場所に○をつけてください。特定区域のみの利用はできません。
9 物販の有無	あり ・ なし
10 イベント趣旨・概要	
11 歌舞伎町ルネッサンスへ寄与する事項	

※内容が分かる企画書、図面などを添付してください。

(別紙)

## 注意事項

### ●付保義務

運営責任者は、催事開催に関連する万一の事故等による損害を補償するため、運営責任者の責任と負担において保険会社との間にイベント保険等の 損害保険や、傷害保険等を締結すること。

### ●運営責任者の管理責任

1. イベント運営責任者を届出の上、イベント期間中、責任者は当会場に必ず常駐すること。
2. 入場者の受付、人員整理、誘導等での事故防止は運営責任者側で責任をもって行うこと。
3. イベント期間中の傷病者対応については、運営責任者側で傷病者担当者を立てて、傷病者担当者は必ず現場に常駐し、傷病者発生の際は第一優先で対応すること。

### ●運営責任者の損害賠償責任

1. 運営責任者、その従業員、使用日の観客、その他の関係者が当会場を使用するに際して諸施設の床、ピット、アンカーボルト、電源設備、水道設備、備品 等および周辺設備等を汚損または毀損したときは、運営責任者は、原状回復のための費用その他これによって被った損害を賠償すること。
2. 使用期間中に観客その他の一般通行人等を含む第三者に人身事故その他の損害が生じたときは、会場の施設上の問題に起因する場合を除き 運営責任者は、全て自らの責任と費用にて当該観客らに対し直接損害を賠償すること。

様式2（第10条関係）

第 号  
令和 年 月 日

## シネシティ広場等利用内容審査結果通知書（承認）

様

一般社団法人  
歌舞伎町タウン・マネージメント  
理 事 長 杉 山 元 茂

令和 年 月 日付の利用申請について、審査の結果、利用基準に適合している内容と認められるため、下記のとおり承認します。

記

1 利用場所 シネシティ広場（半面・全面） 特定区域

2 イベント名

3 利用期間 令和 年 月 日 時 から 令和 年 月 日 時 まで  
(設営 令和 年 月 日 時 から 令和 年 月 日 時 まで)  
(撤去 令和 年 月 日 時 から 令和 年 月 日 時 まで)

4 利用条件

利用基準の遵守及び協定書の遵守

様式3（第10条関係）

第 号  
令和 年 月 日

## シネシティ広場等利用内容審査結果通知書（不承認）

様

一般社団法人

歌舞伎町タウン・マネージメント  
理 事 長 杉 山 元 茂

令和 年 月 日付の利用申請については、下記の理由により承認いたしません。

記

1 イベント名

2 理由

様式4（第13条関係）

第 号  
令和 年 月 日

## シネシティ広場等利用承認取消通知書

様

一般社団法人  
歌舞伎町タウン・マネージメント  
理 事 長 杉 山 元 茂

令和 年 月 日付で承認したシネシティ広場等の利用について、利用基準第13条に基づき、承認を取り消します。

記

1 イベント名

2 理由

様式5（第14条関係）

令和 年 月 日

## シネシティ広場等利用申請取下申請書

一般社団法人

歌舞伎町タウン・マネージメント

理事長 杉山元茂様

郵便番号

所在地

会社名

代表者

電話番号

令和 年 月 日付で承認されたシネシティ広場等の利用申請について、下記のとおり取下げします。

記

1 イベント名

2 利用予定期間

3 取下理由

## 実施報告書

1. イベント名

団体名

所在地

2. 実施日時

代表者

3. イベント内容

概要

詳細

参加団体数・来場者数 参加団体\_\_\_\_\_ 来場者数\_\_\_\_\_ 人

4. 事故の有無

5. 警察対応

6. 消防対応

7. 区役所対応

8. 近隣騒音問題

9. 良かった点

10. 反省点

## 事業終了報告書

令和 年 月

歌舞伎町タウン・マネージメント  
理事長 杉山 元茂 様

団体名

住所

代表氏名

下記事業について、以下のとおり報告します。

事業名			
開催日時			
会場(所在地)			
実施内容・結果			
来場者数	人		
費用	円 (下記収支決算報告書または別紙決算書を添付のこと)		

## 【収支決算報告欄】

収入の部			内訳)
	計		
支出の部	設置作業費(給排水・電気・会場設営費等)		内訳)
	音響照明費		
	演出関係費 (会場掲示物含)		
	企画制作費		
	出演者費		
	準備制作費 (仕入代金含む)		
	車輌関係費		
	会場利用費		
	広告宣伝費		
	雑費		
	ゴミ処理費		
	清掃費		
	運営人件費 (警備費含)		
	保険料		
	交通費		
	計		
差引	収入		
	支出		
	残高		